明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○万国郵便連合憲章の第十追加議定書（四）　二
○万国郵便連合憲章の第十一追加議定書（五）　三
○万国郵便連合一般規則の第二追加議定書（六）　九
○万国郵便連合一般規則の第三追加議定書（七）　一四
○万国郵便条約（八）　四〇

〔告　示〕
○日本国による万国郵便連合憲章の第十一追加議定書の批准並びに万国郵便連合一般規則の第三追加議定書及び万国郵便条約の承認並びに万国郵便連合憲章の第十追加議定書及び万国郵便連合一般規則の第二追加議定書への加入等に関する件（外務二一二）　八〇

本号で公布された法令のあらまし

◇万国郵便連合憲章の第十追加議定書（条約第四号）（外務省）

この万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　連合の政府間機関としての位置付けを明確にする。（第一条関係）

2　郵便業務理事会の理事国の活動の位置付けを明確にする。（第三条関係）

◇万国郵便連合憲章の第十一追加議定書（条約第五号）（外務省）

この万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　連合の文書の改正手続を簡素化する。（第一六条及び第一七条関係）

2　万国郵便条約の改正は追加議定書により行うこととし、同条約の有効期限を廃止する。（第一七条関係）

◇万国郵便連合一般規則の第二追加議定書（条約第六号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　郵便業務理事会の構成等を変更する。（第九条関係）

2　連合の常設機関の間の調整を行う「調整委員会」を新設する。（第一四条関係）

3　分担金の未払金額についての利子の割合を引き下げる。（第二〇条関係）

4　分担金の等級を細分化する。（第二一条関係）

◇万国郵便連合一般規則の第三追加議定書（条約第七号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　諮問委員会の構成や権限を改正し、自律的な活動の範囲を拡大する。（第九条～第一一条関係）

2　加盟国が滞納している分担金の支払についての規定を改正する。（第一一条関係）

3　分担金の等級についての規定を改正する。（第二二条関係）

4　仲裁手続について国際事務局が仲裁者として行動することを可能にする。（第二三条関係）

◇万国郵便条約（条約第八号）（外務省）

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　条約

(一)　国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）

定義、普遍的な郵便業務、憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の帰属、郵便切手、違反行為、個人情報の取扱い、外国における通常郵便物の差出し等について規定している。

(二)　業務の質に関する基準及び目標（第二部）

加盟国又はその指定された事業体が定める業務の質に関する基準及び目標について規定している。

(三)　料金及び割増料金並びに郵便料金の免除（第三部）

各種の郵便業務に関する料金及び割増料金並びに郵便料金の免除について規定している。

(四)　基礎業務及び追加の業務（第四部）

加盟国が確保する基礎業務及び追加の業務について規定している。

(五)　禁制並びに税関及び関税に係る事項（第五部）

引き受けられない郵便物及び禁制並びに税関検査及び関税その他の課金について規定している。

(六)　責任（第六部）

調査請求、指定された事業体の責任及び賠償金、差出人の責任等について規定している。

(七)　補償金（第七部）

継越料、到着料及びその料率、自己申告料率制度、業務の質を改善するための基金、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金、航空運送料等について規定している。

(八)　任意の業務（第八部）

ＥＭＳ業務及び統合された物流管理業務並びに電子郵便業務について規定している。

(九)　最終規定（第九部）

条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びに条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2　最終議定書

条約に対する留保を内容としている。

我が国は、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付し、また、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付している。（第三条及び第五条関係）